



依存問題対策と問題を抱える人への支援者のまなざし

～ギャンブル等依存回復支援施設「ワンデーポート」の四半世紀の歩み～

2025年度第1四半期検査結果報告 機構検査部

機構の動き

6-7月度<2025年6月1日~2025年7月31日>

遊技機等への立入検査関係

- 6月度 立入検査店舗数77店舗
(遊技機検査40店舗、計数機検査37店舗)
6月末日 誓約書提出店舗数6569店舗(対前月比▲24)
7月度 立入検査店舗数120店舗
(遊技機検査66店舗、計数機検査54店舗)
7月末日 誓約書提出店舗数6542店舗(対前月比▲27)

依存防止対策調査の関係

- 6月度 依存防止対策調査実施店舗数76店舗
6月末日 承諾書提出店舗数6566店舗(対前月比▲24)
7月度 依存防止対策調査実施店舗数121店舗
7月末日 承諾書提出店舗数6539店舗(対前月比▲27)

会議開催関係

6月18日(水)に定例理事会・定時社員総会・臨時理事会を開催。第19期事業年度 計算書類承認の件及び社員の経費負担の件等が審議され、それぞれ承認可決された。また、理事7名及び監事1名の選任が承認可決され、全員が就任を承諾した。さらに臨時理事会において代表理事1名、副代表理事2名、専務理事1名が選任された。
7月9日(水)に定例理事会を開催。常勤役員退職慰労金支給の件を承認可決した。また、21世紀会からの要望書について協議検討を進めた。

CONTENTS

9/10 September
October
2025

遊技業界の依存問題対策と問題を抱える人への支援者のまなざし	1
～ギャンブル等依存回復支援施設「ワンダーポート」の四半世紀の歩み	
2025年度第1四半期検査結果報告 機構検査部	4
業界再編とM&Aのリスク 三堀 清	7
店長に求められる知識「労務管理XXVI」	10
KiKo NEWS	13



千葉県いすみ市 大原はだか祭り 汐ふみ

「勇壮豪快関東随一」。千葉県いすみ市の観光ポータルサイトに誇らしげな見出しが躍る。十数基の神輿が上半身裸の男たちに担がれ、「ほらやっさ」の掛け声とともに海に入っていく。荒波のなかでもみ合う「汐ふみ」が、2日間にわたる「大原はだか祭り」初日(9月23日)のハイライトだ。

神輿はこの後、街に繰り出す。全ての神輿が街を練り歩き、商店街は祭一色。夕刻、大原小学校校庭に参集した神輿は、勢いよく校庭を走り回ったあと高く掲げられ、祭唄(まちうた)を歌いながら別れを惜しむ「大別れ」へと続く。商店街渡御(ときょ)と大別れは2日目にも行われる。

五穀豊稔、大漁祈願のこの祭り。遅くとも江戸時代後期の天保年間には、祭礼のしきたりや組織が出来上がっていたと考えられている。1973年の千葉国体開会式アトラクションに神輿と担ぎ手が登場。「大原はだか祭り」の呼び名は、このころから全国区になったという。

表紙のはなし

遊技業界の依存問題対策と 問題を抱える人への支援者のまなざし

横浜市に拠点を構えるギャンブル等依存回復支援施設

「認定特定非営利活動法人ワンデーポート」は今年、設立25周年を迎えた。

パチンコ・パチスロ産業21世紀会が支援する

「ぱちんこ依存問題相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク」の設立など、業界の依存問題対策とも深い関わりをもってきた中村努施設長に、施設の四半世紀の歩みを振り返ってもらいつつ、支援者の立場から業界の取組みに対して思うところを聞いた。

ギャンブル等依存回復支援施設 「ワンデーポート」の四半世紀の歩み

NPO法人
ワンデーポート



ワンデーポートの中村施設長

RSNの設立にも 間接的に協力

ワンデーポートは2000年4月、現在施設長兼理事を務める中村努氏によって設立された。

10代でパチンコと出会い、20代

で競馬も加わりギャンブル等依存となった同氏。31歳の頃、あるアルコール依存症回復支援施設の存在を知り、ギャンブル等依存でも同様の施設が必要と感じるようになった。当時、周囲にそうした施

設がなかったことから、自身の手で施設を立ち上げたという。

05年に司法書士の稲村厚氏を理事長としてNPO法人化。11年には認定NPO法人としての認可を受けた。現在の役員には稲村・中村

両氏のほか、宮永耕・東海大学教育開発研究センター准教授、浦和まはる相談室の高澤和彦代表、認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク（以下、RSN）の西村直之代表理事らが名を連ねる。19〜22年には政府のギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員も務めた中村氏だが、遊技業界との関わりは2000年頃、大分県遊技業協同組合の理事を務めていた力武一郎氏（のちの同県遊協理事長。在任期間16〜21年）と知り合ったことがきっかけだった。パチンコ・パチスロ依存に問題意識のあった力武氏が、ある人の紹介で中村氏に連絡してきた。そこから業界との交流がスタート、関わりを深めてきた。

全日本遊技事業協同組合連合会の支援で06年4月にRSNという第三者による電話相談機関が設立された際、その提案者で代表理事となる西村氏を業界に紹介したのも中村氏だ（11年からは21世紀会がRSNを支援。詳細は本誌21年6月号の巻頭レポート「存在感を増す業界の依存問題対策の中核」参照）。現在、RSNがオンラインで実施している対面相談にも協力し

ギャンブル等依存回復支援施設「ワンデーポート」の四半世紀の歩み

ている。

業界の支援を受けるようになるのは2002年から。東京都遊技業協同組合は09年から毎年寄付を続けている。業界では、一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構が21世紀会を構成する業界団体の協力のもと、依存問題の予防と解決に取り組む民間団体等に対して毎年度助成しているが、ワンデーポートは25年度も前年度に続いて助成団体の一つに選ばれている。

依存を抱える人の背景にある問題に注目を

同施設の支援には、いくつかの指針がある。「一人ひとりの尊厳を守り、その人らしく健康的に生きる手伝いをする」「ギャンブルで問題を起こす背景はさまざまであり、ひとつくりに『依存症』と捉えることはしない」「ギャンブルに起因する問題解決のためには、人と人との出会いが大切だと考える」



ワンデーポートの入所者たちとウォーキングやマラソンにも汗を流す。8月上旬に神奈川県丹沢大山国定公園を訪れたときの様子

「関係機関など、あらゆるネットワークを活用する」「ギャンブルは社会的行為であり、社会の変化とともに、利用者も変化すると考える。そのため、援助方針や提供されるプログラムは時代に合わせて変化するべきものと考えている」。

このうち「ギャンブルで問題を起こす背景はさまざまであり、ひとつくりに『依存症』として捉えることはしない」との指針は、遊技業界やR・S・Nの西村代表理事の

考え方とも共通する。同施設の利用者に対しては、一人ひとりがどのような問題を抱えているかに目を向けるようにしている。

現在、同施設の入所者は6人。アパートを借りて、共同生活を送っている。ミーティングもするものの、主要カリキュラムは運動と施設近くの畑を借りての野菜作りだ。食事、掃除やゴミ出しなどは各人に任せている。パチンコ・パチスロやギャンブルに頼らない生活習慣を身につけてもらうためだ。生活が安定したら、アルバイトをするこ

ともできる。

施設の設立当初は、今の



施設の近くの畑を借りての野菜作りも大事なカリキュラム



参加が回復のきっかけとなつたことから、入所者は午前と午後ミーティングをし、夜は自助グループに参加するという日常を送っていたという。そうした対応が変わつたのは05年頃から。入所したある若者が人とコミュニケーションできないなど、ギャンブル以外の問題が見受けられた。医師の診断で軽度の知的障害と発達障害が明らかになった。それ以前からGAが合わない人がいることを感じ始めていたこともあり、入所



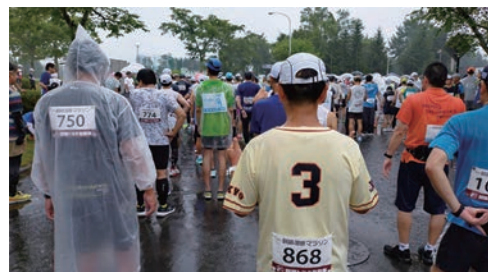
昨年7月の東京都遊協理事会で阿部恭久理事長（右）から寄付金を贈呈された中村氏。同組合は2009年から毎年寄付を続けており、今年も9月の理事会で贈呈式をする予定

遊技業界の依存問題対策と問題を抱える人への支援者のまなざし

者一人ひとりをよく見ると、ギャンブルとは別の背景からつまづく人が多いことに気づき、考え方を改めたと振り返る。

心から楽しめる遊びの発見が問題解決の糸口に

ワンデーポートが支援で重視しているのは「暮らし」「遊び」「仕事」の安定と充実で、この3つが安定すればギャンブル等依存問題は自ずと解決すると考えている。中村氏は「そのためには健康であることが大前提」だとし、身体的健康、精神的健康、社会的健康という3つの健康のバランスが大切と言う。身体的健康は睡眠や休息、食事を十分とれているということ。精神的健康は満足感、わくわく感を抱けるということ。社会的健康は社会のなかで自分の居場所が確保できているということや、人間的なつながりがあるということ。さらには遊ぶことができているということだ。



7月27日の第53回釧路湿原マラソンに参加したときの様子（背番号3の後ろ姿が中村氏）



今年6月29日、横浜市の神奈川県司法書士会館で設立25周年セミナーを開催

特に最近考えるのは遊びの重要性についてで、その原点は11年、自身のダイエツトのためにウォーキングを始めた頃に遡るといいます。

「そのうちに楽しいから歩く、達成感を求めて運動する」というように変わり、私自身の充実につながっていった。翌12年から施設の利用者と一緒に走るようになり「まし

た」と同氏。今では皆でマラソン大会に出場することもある。

スポーツ観戦や音楽ライブ鑑賞も生活の安定に有効であることがわかってきた。コロナ禍でウォーキングを自粛せざるを得なくなつた時期に始めた野菜作りも遊びの延長線上だと説明。「ホモ・ルーデ

と話す。

ンス（遊ぶ人）」を執筆したオランダの学者、ヨハン・ホイジンガの学説も引用しながら「施設の設立当初は『遊ぶのは回復してから』と思っていたが、今はすっかり『遊びが充実すれば、ギャンブル等依存の問題は解決する』という考え方に変わりました」

ホイジンガは、「遊び」を人間の根源的な行為だと唱えた。中村氏はパチンコ・パチスロ依存問題を抱えた人について、遊びとしてのめり込めるものがなかったり、社会における自分の居場所が実感できないがゆえに、その隙間を埋めるかのようにパチンコ・パチスロにはまってしまったケースが多いとし「単にパチンコを止めれば問題が解決するわけではなく、複数の楽しめる遊びを見つけることが大切」と指摘する。

業界が大切にしてほしい ホールの現場の視点

施設を巣立った人のなかには、

今も低貸しパチンコを月に1、2度の頻度で総額1万円程度楽しみ続けている人もいるという。

中村氏は「近年、パチンコ・パチスロ依存が深刻で当施設に助けを求めに来る人はほとんどいない」としつつ、業界に対しては「ホールの現場の視点、声を大事にしてほしい」と要望する。社会は時代とともに変化し、社会が変われば、人のありようも変わっていく。その変化を一番敏感に感じ取れるのがホールの現場スタッフだからだ。

そこで重要になってくるのがアドバイザー制度だ。同制度は17年4月に導入され、25年3月末現在の講習会累計受講修了者数は4万7289人。全国のホールのアドバイザー在籍率はほぼ100%だが、その一人ひとりがいかに問題意識をもって日々顧客と接し、思ったことを社内発信していけるか。さらにはそれらの声を中央の業界団体で吸い上げていけるか。業界の主体性が問われているというところでもある。

中村氏は業界の支援に感謝しつつ「これからも依存問題について共に考えていければ」と締めくくった。

機構検査部が

2025年度第1四半期に行なった 立入検査活動の結果をお知らせします。



機構検査部

2025年の4月から6月までの3か月間に機構検査部は、28都府県方面の289店舗（うち計数機検査は112店舗）を訪問し、ぱちんこ遊技機662台、回胴式遊技機718台の合計1380台の遊技機の検査を行いました。計数機の検査台数は玉計数機80台、メダル計数機32台の合計112台となりました。

した現場のご担当者様には改めて御礼申し上げます。

今後も、機構検査部は全国的にホールへの立入検査活動等を遂行する予定であり、誓約書を提出されたホールにおかれましては、実施される検査活動等に対して、ご理解とご協力をお願いいたします。また、当機構では、新型コロナウイルス5類移行後も検査要員の日々の体調管理はもちろんのこと、検査時には必要に応じてマスクや手袋等を着用し作業を実施させて頂いておりますので、何卒ご理解をよろしくお願いいたします。

技機検査において異常事案の確認はされませんでした。遊技機の異常事案は、年々着実に減少傾向にあり、良い状態で推移していると考えております。しかしながら当機構の検査は、一部の機器を無作為に抜き取り検査する「サンプル検査」的な活動です。検査が及んでいない大多数の機器の中に、発見に至らなかった異常事案が絶対には言い切れません。ここ数年の遊技機の異常事案減少の傾向をさらに推し進めるため、ホールの皆様には継続的な遊技機点検の徹底をお願いいたします。

一方、計数機検査においては異常計数と認められる事案が確認されました。本年度の検査が始まったばかりの時点で異常が確認

された点については誠に残念です。また第1四半期における計数機検査では、複数の店舗で、再検査を実施したケースも見受けられました。計数機検査の異常事案が今後増加することのないよう、継続的な計数機の点検をお願いいたします。

次に機構に対して、その趣旨に同意をして誓約書を提出されているパチンコホールは、6月末時点で6569店舗です。

本年度第1四半期の立入検査においても立入拒否はなく、ホール側の受け入れ対応等も問題がないものでありました。立会い頂きま

検査の結果

第1四半期の検査活動では、遊

しかし、既に廃業されているに

別表① 遊技機及び計数機の検査ホール数及び検査台数 (2025年4月1日～6月30日)

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計
					遊技機		計数機		
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	旭川方面	—	8	8	—	—	6	2	8
2	北見方面	7	—	7	28	28	—	—	56
3	函館方面	—	7	7	—	—	6	1	7
4	青森県	10	—	10	36	44	—	—	80
5	岩手県	—	9	9	—	—	7	2	9
6	東京都	23	—	23	78	96	—	—	174
7	茨城県	10	—	10	44	36	—	—	80
8	栃木県	10	—	10	40	40	—	—	80
9	埼玉県	15	—	15	48	70	—	—	118
10	千葉県	7	9	16	24	22	7	2	55
11	神奈川県	14	—	14	60	52	—	—	112
12	山梨県	—	10	10	—	—	7	3	10
13	福井県	—	8	8	—	—	7	1	8
14	愛知県	14	—	14	40	72	—	—	112
15	三重県	10	—	10	40	36	—	—	76
16	京都府	10	—	10	38	42	—	—	80
17	大阪府	13	—	13	52	46	—	—	98
18	兵庫県	9	—	9	36	34	—	—	70
19	奈良県	—	8	8	—	—	6	2	8
20	和歌山県	—	8	8	—	—	5	3	8
21	鳥取県	—	7	7	—	—	6	1	7
22	島根県	6	—	6	24	24	—	—	48
23	徳島県	—	6	6	—	—	3	3	6
24	香川県	—	9	9	—	—	8	1	9
25	高知県	—	9	9	—	—	5	4	9
26	福岡県	10	7	17	40	40	4	3	87
27	佐賀県	—	7	7	—	—	3	4	7
28	沖縄県	9	—	9	34	36	—	—	70
合 計		177	112	289	662	718	80	32	1,492

も関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があります。

検査で気づいたことと考察をお伝えします

実際に立入検査を行なった結果に關しまして、その概略と考察をお知らせいたします。

第1四半期に確認された異常事案は遊技機検査で0件、計数機検査で1件でありました。

遊技機検査では、2022年度まで「部品取り」と思われる事案も含めた異常事案が、かなり続いていました。2023年度の1年間は異常事案ゼロを継続し、良い傾向が続くと考えておりましたが、2024年度は異常事案が1件あ

り、異常事案ゼロの更新は1年で途絶えてしまいました。本年度はまだ始まったばかりですが、今後新たな不正改造事案等の発覚がないことを祈りつつ、機構検査部と致しましても今後の検査活動を通じ、継続して異常事案の撲滅に邁進したいと考えております。

かつて多く見られた「部品取り」と思われる事案は、ホール現場での日常点検等でクリアできる内容だと考えております。特に回胴式遊技機の清掃等メンテナンスの場合、隣り合う遊技台等のホッパーの入れ違いのケースなど、細心の注意を払っての対応をお願いいたします。

一方計数機検査では、2023年度から連続して異常計数事案が確認されております。また、計数誤差等の異常が確認されたことで、再検査を実施するケースも多々ありますので、遊技機と同様に計数機でも、日々のメンテナンスなど、日常的な点検業務等で防げる場合が十分にあると考えています。ホールの現場では、引き続き、玉計

2025年度第1四半期検査結果報告



別表② 誓約書・承諾書提出店舗数
(都府県方面別) (2025年6月30日現在)

NO	都府県方面名	誓約書 提出 ホール数	承諾書 提出 ホール数	提出 ホール数 の差異	提出率 承／誓
1	札幌方面	175	175	—	100%
2	旭川方面	58	58	—	100%
3	釧路方面	51	51	—	100%
4	北見方面	31	31	—	100%
5	函館方面	36	36	—	100%
6	青森県	93	93	—	100%
7	岩手県	85	85	—	100%
8	宮城県	142	142	—	100%
9	秋田県	81	81	—	100%
10	山形県	60	60	—	100%
11	福島県	135	132	▲3	98%
12	東京都	518	518	—	100%
13	茨城県	163	163	—	100%
14	栃木県	112	112	—	100%
15	群馬県	85	85	—	100%
16	埼玉県	328	328	—	100%
17	千葉県	282	282	—	100%
18	神奈川県	339	339	—	100%
19	新潟県	110	110	—	100%
20	山梨県	43	43	—	100%
21	長野県	115	115	—	100%
22	静岡県	192	192	—	100%
23	富山県	53	53	—	100%
24	石川県	54	54	—	100%
25	福井県	57	57	—	100%
26	岐阜県	95	95	—	100%
27	愛知県	363	363	—	100%
28	三重県	86	86	—	100%
29	滋賀県	74	74	—	100%
30	京都府	111	111	—	100%
31	大阪府	461	461	—	100%
32	兵庫県	266	266	—	100%
33	奈良県	51	51	—	100%
34	和歌山県	54	54	—	100%
35	鳥取県	43	43	—	100%
36	島根県	51	51	—	100%
37	岡山県	92	92	—	100%
38	広島県	178	178	—	100%
39	山口県	82	82	—	100%
40	徳島県	44	44	—	100%
41	香川県	61	61	—	100%
42	愛媛県	88	88	—	100%
43	高知県	58	58	—	100%
44	福岡県	255	255	—	100%
45	佐賀県	49	49	—	100%
46	長崎県	100	100	—	100%
47	熊本県	110	110	—	100%
48	大分県	90	90	—	100%
49	宮崎県	81	81	—	100%
50	鹿児島県	158	158	—	100%
51	沖縄県	70	70	—	100%
合 計		6,569	6,566	▲3	99%

数機・メダル計数機の定期的なメンテナンスを継続してお願いいたします。

さらに機構検査部では、現時点において、すべての検査遊技機を対象とする「検定期間」「認定期間」の確認を実施しておりませんが、検査の際に「検定切れではないか？」と思われるケースが多々見受けられることをお伝えさせていた

だきます。もちろん、新規則に基づき製造等された遊技機で、検定が切れても直ちに問題があるわけではありませんが、故障などの際は修理ができなくなる等の制約も生じてしまう恐れがありますので、この点を考慮し、遊技機を長期間使用するのであれば、「検定期間」が切れる前に「認定取得」をして使用していただいた方が良く考えております。

最後に、立入検査終了後等に実施される依存防止対策調査に関しても、対応ご協力をお願いいたします。

依存防止対策調査は2024年の10月より、2巡目の調査を実施しており、その際、当機構の検査要員が必要と認められるケースでは当該店舗のフォローアップも兼ねた調査（聞き取り調査も含む）も行なっておりますので、何卒よろ

しくお願いいたします。

別表②に、6月末時点の誓約書と承諾書の提出状況を掲示いたします。「承諾書」の提出がない店舗は3店舗となっております。

承諾書提出数には既に廃業されているにも関わらず、機構宛に廃業連絡の無い店舗が含まれていることも考えられるので、その点は割り引く必要があると考えています。

業界再編と M&Aのリスク



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設
令和6年 丸ビル総合法律事務所パートナー

現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1

ホールの廃業と M&A

パチンコホールの閉店が止まらない一方で、廃業・撤退を決めた優良店を傘下に収めようとM&Aに積極的なホール業者も少なくない。

会社のM&Aには、株式譲渡(会社法127条以下)及び事業譲渡(会社法467条以下)という財産(前者は「株式」、後者は有機的の一体としての「事業」という財産)の売買の他、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付という会社法上の組織再編による手法があるが、ホール業者のM&Aでは、

株式譲渡及び会社分割が多用される。

2

株式譲渡

株式譲渡は、被買収会社の株主から持ち株を買い取る手法で、風適法上の手続としては、被買収会社の役員に変更がある場合に届出をするだけの簡易なものである(同法9条3項1号、5条1項6号)。

買収会社は、株主として既存の風俗営業の許可付きの被買収会社を支配するだけで、原則として、被買収会社の負債を引き継がないから、被買収会社に負債が多い場合(特に、簿外負債があった場合)、これを破産等させればよく、

株式の売買代金以上の損失を被ることはない。

3

会社分割

会社分割は、被買収会社の権利義務の一部を、他の会社に包括的に承継させる手法である。

会社分割では、風適法上、買収会社が、被買収会社の風俗営業の許可を引継ぐには、公安委員会の承認を得る必要がある点で合併と同様だが(同法7条の2、7条の3)、合併のように被買収会社の資産も負債も全てを承継することなく、必要な事業部門だけを切り出して承継するもので、負債や雇用関

係（労働者）を引き継がないことも可能である。

なお、会社分割の中で、吸収分割（会社法2条29号、749条～752条）は、被買収会社Ⅱ吸収分割会社の一定の事業部門の資産や契約上の地位を既存の買収会社Ⅱ吸収分割承継会社に包括的に移管し、新設分割（同法2条30号、757条～761条）は、被買収会社Ⅱ新設分割消滅会社の一定の事業部門の資産や契約上の地位を新たに設立される買収会社Ⅱ新設分割設立会社に包括的に移管するという違いがある。

4

被買収会社の企業価値が 減損されるリスク

ところで、株式譲渡及び会社分割には、手続過程での被買収会社の企業価値の減損というリスクがある。

株式譲渡の場合、株式の譲渡代金決定後、株式が完全に移転する迄の過程で、会社分割の場合、吸収分割契約締結・新設分割計画作成（会社法757条、762条）後、効力発生日（同法759条1項、764条1項）迄の過程で、被買収会社から資産が流出したり、営業権が棄損されたりするのである。例えば、吸収分割会社のホールから人

機種だけが売却されたり、突如として利益を抜く営業に転換して売上を被買収会社の役員のボーナスにしたり、甚だしくは、被買収会社のホールに第三者が入り込んで勝手に営業し売上を持ち逃げしたりしたこともある。

そして、このようなリスクを回避するため、買収会社が自社のスタッフを被買収会社のホールに送り込んで管理することがあるが、中には、早々に被買収会社のスタッフを解雇し、買収会社のスタッフだけで営業した例もある。しかしながら、ホールの業務委託においては、

ア 従業員の採否及び教育の委託
イ 営業の基本方針の決定の委託
ウ 売上の管理の委託

といった「営業の基本的事項の一切又は大部分に係るもの」について、「風俗営業の許可を受けた者自身がほとんどこれに関与しないといった形態の委託は」許されず（蔭山信「注解風俗営業法」399頁）、名義貸し禁止違反となるとされていることから（風適法11条）、前述のような買収会社による被買収会社のホールに対する管理は、名義貸し禁止違反という、別のリスクとなり得ることになる。

名義貸し禁止違反は、行政処分としての量定はAで、違反をした業者Ⅱ被買収会社は風俗営業の許可取消しとなるが、本年6月から施行された改正風適法により刑事罰が厳格化され、違反に直接関与した役員や従業員は5年以下の拘禁若しくは1千万円以下の罰金又はこれらが併科され（同法49条3号）、更に、両罰規定により法人には3億円以下という非常に高額な罰金が科されることになった（同法57条1号）。

このような場合、買収会社側の役員及び従業員も名義貸し禁止違反の共犯となるから、同じ刑罰が科され、法人もまた両罰規定により罰金刑が科されることになる。

そして、名義貸し禁止違反で罰金刑が科されると欠格事由が生じ、全店舗の風俗営業許可の取消処分を受けることになる（風適法4条1項2号イ、8条2号）。

5

会社分割が 詐害行為とされるリスク

前述のとおり、会社分割においては買収会社Ⅱ承継・新設会社が被買収会社Ⅱ分割・消滅会社の負債を引き継がないとすることもできるため、経営不

振の業者が優良店だけを切り出して別会社に移管し、分割会社・消滅会社には負債だけが残るといふ事態も生じ得る。

このため、分割・消滅会社の債権者（吸収分割では承継会社が分割会社の負

債を引き継ぐこともあるため、その債権者についても）保護の手続が定められ、異議のある債権者に弁済をするか担保を提供しなければならぬとされている（会社法789条、799条、810条）。

しかし、このような債権者保護手続が用意されていても、ホール業者の会社分割が財産隠しその他の債権回収を困難にする行為（詐害行為として取り消された例もある（民法424条））。すなわち、

パチンコホール業者の

M&Aで多用される株式譲渡及び会社分割には、手続過程での被買収会社の企業価値の減損というリスクがある。

被買収会社から資産が流出したり、

営業権が棄損されたりするリスクを回避するため、

買収会社が自社のスタッフを

被買収会社のホールに送り込んで管理することは、

名義貸し禁止違反という別のリスクとなり得る。

名義貸し禁止違反は改正風適法により刑事罰が厳格化され、

個人には5年以下の拘禁若しくは1千万円以下の罰金、

法人には3億円以下という非常に高額な罰金が科されたうえ、

風俗営業許可が取り消される。

ホール業者の会社分割が

財産隠しその他の債権回収を困難にする行為

（詐害行為として取り消された例もあり、

債務超過の会社の分割は特に慎重に行う必要がある。



● 債務超過状態での会社分割である

● 移管先が実質的に同一の支配関係の会社である

● 債権者への説明や債権者保護手続きが十分になされなかった

という事案（東京地裁判決平成21（2009）年7月15日）や、

● グループ会社内での会社分割で資産を移管

● その結果、分割会社の資産に対する強制執行が困難に

という事案（大阪地裁判決平成27（2015）年7月30日）である。

このようなことを避けるため、債務超過の会社の分割は慎重になす必要があり、債権者への十分な説明と、特に大口の金融機関等の債権者からの承諾の取り付けが必要である。

そのためには、中小企業再生支援協議会等の第三者機関を利用する方法も一考の価値がある。



店長に求められる知識

労務管理XXVI

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

不規則、長時間、重労働と、かつては過酷な労働環境が当たり前と言われたパチンコ業界ですが、近年では大手チェーン店を中心に改善が見られ、他業種と比較しても福利厚生面でも充実した企業が増えてきました。パチンコ店が「人」「物」「金」「情報」の経営資源を有効活用して利益を生み出していく上で、根幹をなすのが「人」です。「人」を効率的に活用して生産性を高めるため、労働条件や待遇、職場環境などを適正に管理することが労務管理です。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、労務管理の知識を学び、従業員が将来性に不安を抱くことなく安心して働ける環境を整備していかなければなりません。

近年、少子高齢化社会への対応、働き方改革などにより、社会制度の変更が多く起こっています。制度の変更内容を把握し、違反とまらないようにすることはもちろんですが、制度変更の趣旨を理解し、より働きやすい職場に改善していくことが求められています。

最初の問題は、残業についての割増賃金に関するものです。

割増賃金

【問題】

次の文中の(ア)に該当するものとして正しいものはどれか。

月(ア)を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

【選択肢】

- a : 45 時間
- b : 50 時間
- c : 55 時間
- d : 60 時間

【回答分布】

- a : 33・6 %
- b : 12・1 %
- c : 6・4 %
- d : 47・9 %

【正解と解説】

正解はdです。

割増賃金とは、使用者が労働者に時間外労働・休日労働・深夜労働を行わせた場合に支払わなければならない賃金のことです。労働基準法第37条に、時間外労働、休

日労働、深夜労働に対する割増賃金について定められています。法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えて労働した場合、月60時間までは、25%以上の割増率で計算された賃金を支払う必要がありますが、月60時間を超える時間外労働については、50%以上の割増率が適用されます。

長時間労働の是正と労働者の健康保護の観点から、導入された制度です。時間外労働を少なくしていくことは、労使双方にメリットがあることです。

次の問題は、労働基準法で定められている法定労働時間に関するものです。

社会保険の対象者

【問題】

被保険者数101人以上の企業の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用要件において、適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a : 週の所定労働時間が20時間以上
- b : 月額賃金が8・8万円以上
- c : 1年を超える雇用の見込みがある
- d : 学生ではない

【回答分布】

- a : 15・7% b : 19・3%
- c : 51・4% d : 13・6%

【正解と解説】

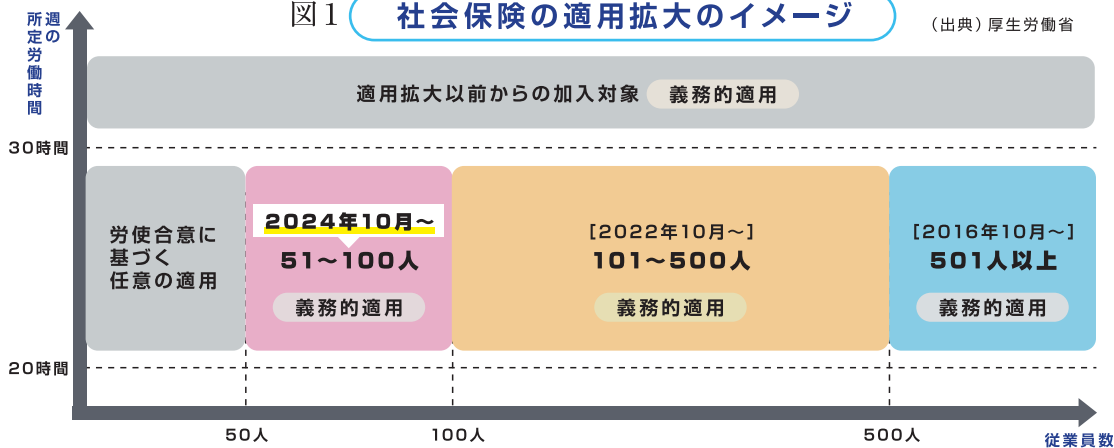
正解はcです。

以前から、社会保険の対象となる労働者の基準として「週30時間以上の労働時間」がありました。この週30時間という基準を超えない短時間労働者にも社会保険への加入の拡大が検討されました。その結果として、4つの対象要件が示されています。

1. 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
2. 所定内賃金が月8・8万円以上
3. 2か月を超える雇用の見込みがある
4. 学生でない

図1 社会保険の適用拡大のイメージ

（出典）厚生労働省



社会保険の適用拡大の時期については、企業規模によって違ってきます。詳しくは、図1を参照してください。

現在においては、幅広い企業において短時間労働者の社会保険加入拡大が適応されています。国会において103万円の壁に関して議論されていますが、労働者不足を補うためにも短時間労働者にも働きやすい労働環境の整備が重要となってきました。

次は、高年齢者の雇用安定についての法律に関する問題です。

改正高年齢者雇用安定法

【問題】

改正高年齢者雇用安定法（2021年4月施行 ※最新の改正は25年4月）において、70歳までの就業確保の努力義務とされている高年齢者就業確保措置として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

- a : 定年制の廃止
- b : 70歳までの定年引き上げ
- c : 早期退職制度の導入
- d : 70歳までの継続雇用制度の導入

【回答分布】

a : 32・6 % b : 9・3 %
c : 46・5 % d : 11・6 %

【正解と解説】

正解はcです。

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるように、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）が改正されました。

その中で、高齢者就業確保措置として、1～5のいずれかの措置を実施する努力義務が示されました。

1. 70歳までの定年の引上げ
 2. 定年制の廃止
 3. 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
 4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 5. 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
- a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

70歳まで働き続けるのが、普通の世の中に移行してきています。リスクリング／学び直し・学びの継続が注目されているのも、このような背景があるからです。

次は、ハラスメントの中でも職場で発生しやすいパワーハラスメント（パワハラ）に関する問題です。

パワハラ

【問題】

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a : 個の侵害
b : 能力の区分
c : 過小な要求
d : 過大な要求

【回答分布】

a : 16・5 % b : 35・2 %
c : 40・7 % d : 7・7 %

【正解と解説】

正解はbです。

パワハラ（パワーハラスメント）には、厚生労働省が定める6つの類型があります。

1. 身体的な攻撃
2. 精神的な攻撃
3. 人間関係からの切り離し
4. 過大な要求
5. 過小な要求
6. 個の侵害

パワハラ（パワーハラスメント）とは、職場において、優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によって、他の労働者の就業環境を害する行為のことです。

具体的には、以下の3つの要素を全て満たすものを指します。

3. 就業環境を害する

これらの要素を全て満たす場合に、パワハラと認定されます。単なる叱責や指導であつても、上記3つの要素に該当すればパワハラとなり得ます。

パワハラは、被害者の精神的な苦痛だけでなく、職場全体の生産性低下や、企業・店舗のイメージダウンにつながることもあります。会社・店舗におけるパワハラ防止のための対策を講じていきましょう。



ワークライフバランスが重視され、働き方改革も実施されています。

これに伴い、制度の改正も頻繁に行われています。

単に新制度に違反しないようにするだけでなく、制度改正の趣旨を読み取り、スタッフが安心して働ける労働環境を整え、経営効率を上げるための基盤整備をしていきましょう。

1. 優越的な関係を背景とした言動
2. 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動

6月18日 定時社員総会・臨時理事会を開催

一般社団法人遊技産業健全化推進機構は2025年6月18日、都内で定時社員総会を開催した。任期満了を迎えた理事の改選と、今期から2名体制となる監事の追加選任を行い、理事7名、監事1名が承認可決された。(順不同)

理事 五木田彬(重任)

森末暢博(重任)

永田靖(重任)

山田隆(新任)

千原行喜(重任)

渡辺圭市(重任)

宮良幹男(重任)

監事 大久保正博(新任)

引き続き開催された臨時理事会で、代表理事、副代表理事、専務理事が以下のように決定した。

代表理事 五木田彬

副代表理事 森末暢博

副代表理事 永田靖

専務理事 山田隆

なお、8月時点の社員団体及び社員代表者は以下の通り。(順不同、敬称略)

全日本遊技事業協同組合連合会

理事長 阿部恭久

会長 西村拓郎

一般社団法人日本遊技関連事業協会

会長

理事長 榎本善紀

日本電動式遊技機工業協同組合

理事長 小林友也

全国遊技機商業協同組合連合会

会長 中村昌男

回胴式遊技機商業協同組合

理事長 大饗裕記

遊技場設備機器商工組合

理事長 入江良一

一般社団法人MIRRAーぱちんこ産業連盟

理事・相談役 東野昌一

一般社団法人余暇環境整備推進協議会

代表理事 井上美昭

一般社団法人電子認証システム協議会

代表理事 野口博英

一般社団法人フリーペイドシステム協会

理事長 平井興宣

編集後記

混み合う朝の通勤電車。背中を向けて前に立っている若いサラリーマン。袖まくりして吊り革を持つ右前腕に、草花のような割と大きなタトゥーがあった。まだ大学出たてに見える。仕事に支障はないのかな。余計なことを考えた。

ここ数年でファッションタトゥーの若者が随分増えた。インバウンドの増加でタトゥーの外国人が街にあふれ、人気アーティストが襟元のタトゥーを殊更一を隠すこともなくN

市民権を得たか

もなくN

HKに出演している。刺青は反社会的勢力と長年刷り込まれてきた身としては、戸惑うばかりだ。「刺青お断り」が普通だった銭湯やプールも臨機応変に対応せざるを得ないだろう。「人を見かけで判断してはいけません」子どもの頃教わった別の教えを改めて自分に言い聞かせてみる。(Y)

年に1度の健康診断で、体重が75kg、腹回りが90cmを突破した。一方、身長はなぜか6mm縮み、肥満度を表すBMI値も基準値を超えた。体重は40代半ばまで長い間、61kg前後を維持し

ていたのが懐かしく思い出される。他にも中性脂肪値が初めて基準値を突破し、悪玉コレステ

健康診断 ロール値も黄信号の状態。もともと血圧が高いことから、今年度中に改めて血液検査をすることになった。主治医にはウォーキングを勧められたが、これがまた、いつも長続きしないのだ。お腹を見ながら、思案の日々が続いている。(N)

マイホールというほどでもないが、定期的に通っている店がある。ちよつとした時に覗ける場所にあるため重宝している。ここ数年でそのホール内の快適度合いが数段上がった。おろり、軽く様子見が様子見で済まないことも度々ある。歳をとつたせいか、友人と連れパチをした際、着席して数分フリーズすることマイホールがあつたらしく、横から身体を揺さぶられた。初物の台だったので、煌びやかなデモ画面をぼーっと見ていただけだったのだが、心配されてしまった。人間ドックを進められ、只今検討中だ。(I)。

推進機構ではクールビズ期間中、



夏用ベストを着用した検査要員が
ホールに伺います。